

令和7年度 第5回丹波市議会議員政治倫理審査会 摘録

開催日時 令和8年2月16日(月) 午後1時30分から  
開催場所 丹波市役所3階議事堂第3委員会室  
出席者 会長 大内ますみ 副会長 駒林 良則  
委員 杉岡 秀紀 委員 拝野 茂  
委員 近藤 紀子

議会事務局長 井尻 宏幸 議事総務課長 豊嶋 忠夫  
議事総務課副課長 吉岡 靖志

## 1 開 会

事務局からオンライン会議を行うことと会議環境確認の後、会長より開会の発言があった。

## 2 あいさつ

会長よりあいさつがあった。

## 3 第4回審査会会議録の確認

会長 何か意見等あるか。

委員 特にない。

事務局 承認いただいた内容でホームページ掲載の手続きに入る。

## 4 審 査

会長 審査に入りたいと思う。

お手元に、審査結果報告書のたたき台ということで、紙媒体で、皆さん最新のものを手元にお持ちか。

委員 持っている。

会長 それでは、それがお手元にあるという前提で始めさせていただく。

事実の内容、それから事実認定の部分を除いて、他の形式、その他について何かご意見があれば伺う。

原案どおりでよいか。

委員 了承した。

会長 まだ決定ではないので何かあれば、また後で承りたいと思う。

それでは、形式はこういう形でやるということで、まず、事案については、事案の請求の趣旨というか請求の内容をまず挙げて、その内容につい

て判断をするという形になるので、事案の把握というのがとりあえず大切になると思う。

事案1から11まで、事務局で作っていただき、私の方で手を入れさせてもらったが、事案1から11までで、何かご意見はあるか。

どこまで書くかということで、詳しく書けばシートに書いてあることほぼ全部書かなくてはいけないということにはなるが、一応要約したつもりではあるが、特定できるシートの状況を入れているので、詳細はそれを見ればわかるという形だが何かご意見はあるか。

委員 内容の修正を求める発言ではないが、当初の素案に加えて、会長の方で報告連絡相談シートを要約いただき、取れんいただいた。

ポイントは、11の事案全て同じテキストで書かれていることがポイントだと思う。その限りにおいて全て加筆いただいているので非常に詳しく読みやすくなったと思う。事務局の素案より、具体的にわかりやすい内容になったと思う。

会長 1回書いておけば、後の理由を書くときに、非常にポイントを絞れるということなので、これはあくまで私の素案なので、ご意見があったら言っていたらいいと思う。

一応この事案の説明をもとに、事案の判断をするということになるが、こういう感じでいかがか。先ほど委員から、意見をいただいたが他の委員から何か、副会長ご意見いかがか。

副会長 特にない。

会長 それではまた判断をするときに、増えないといけないことが出てくるかもしれないが、とりあえずこういう案でいこうということにさせていただきます。

判断の方に入らせていただく。

特にこの内容について、内容というか、書き方について説明していただくことはないか。

事務局 青字で記載している部分までが、2月9日に送付した時点の修正部分となっている。その後、会長、副会長により再修正案をいただいた分について紫色で追記・修正させていただいたうえで資料として上げさせていただいている。2月12日時点の資料という形で送らせていただいた段階で複数の委員からいただいている分については再修正案1、再修正案2という形で表記をしている。

会長 3の審査結果の議論に入りたいと思う。

個々の内容にいく前の全体的な前文みたいなもので、結果としては、違反していないものと認めるとというのが最終の結果だと思うが、それに加え、修正案、再修正案とあるが、どなたのご意見か。

副会長　この部分について私が書かせていただいたのは、最終我々に求められている審査会のやることとして、まず調査請求の適否をやって、これはもう十分形式、要件を満たしているのでまずはそれを書く。それから、その次に紫色になっている部分、要は何が言いたいかという、報告書は、議長に提出するのだけれども、結局はそれを通じて、請求者及び当該議員に対しての我々のメッセージという内容と思っており、そうなると、具体的に、請求者が、こういう疑いがあるということを出してこられたので、我々のスタンスとして、疑いに対して、この条文を当てはめるというときに、我々はこのように考えていますよということ、まず書いておくべきかなということ、これは1つの案なので、ただ言いたいことは、当該議員にとっても、制裁を加えられる可能性がある、条文は確かに非常に抽象的な条文になっているけれども、つまり第3条第1項の各号の中には具体性がちょっとわからない漠然としているところもあるのだけれども、だからといって、何でもそこにぶっ込めるというわけじゃないということで、客観的な事実認定と、それからやっぱり条文も、法的な判断といましようか、そういうことを必要としているということ、今言っておくべきかなという思いで出したということが1点。それから、最後の事案11については、これが審査会の範囲というか、審査範囲がちょっとわからないのだけれども、せつかく出してくれているので、我々としても応答しようという、そういう意図で書いたものとなる。

会長　まず要件を満たしているかどうかを書くというのは大事だし、あと2段落目は、要するに審査の姿勢。我々の姿勢ということで、他の方はご意見どうか。

委員　今、副会長にご紹介いただいたとおり、この請求そのものが、この条例に基づいてできるかどうかという判断、そしてその考え方、この辺りを前文というか、結論のところでもまず示しておくことはとても大事なことではないかと思っているので、副会長から重要な加筆をいただいたものと認知している。内容についても、特に誤字脱字も含めて、私は何も意見はない。

会長　事案11についてのコメントはどういうふうを書くか。もしどうするかということになれば、ここぐらいだと思う。

委員　最後の事案11が審査範囲を超えるかもしれないがというところをもう少し、副会長補足をお願いしたい。

副会長 基本条例に違反しているというふうな言葉があったり、そういう請求内容になっている部分もあって、基本条例の条文とこの行為とがどうなのかというところまで、我々が審査できるのかというのが疑問なんだけれども、それに関連して、事案 11 も出てきて、第 3 条違反にも一応当たるんじゃないか、第 3 条第 1 項の何に当たるというようなことが書いてあったと思うのでその範囲については審査できると。でも、それを超えているところについては、我々が審査できる範囲かどうかというのがよくわからなくて、少しぼかしたような言い方にしているだけの話であって、ここは意図としてはそういう意図である。

会長 書こうとするとすごく長くなってしまふ。基本条例にも政治倫理に反することはいけないと書いてあるので、大きく言えば含まれる。

副会長 大きく言えば含まれる。

会長がおっしゃるとおりで、そこまで書いていくと、何かかえってややこしい話なのかなといえるのだったら。

会長 入れるのだったら、審査結果の事例 11 のところで入れたらどうか。

副会長 そういう点もあると思う。ここでは触れないというか。

会長 ここはもう結論としては、違反しないものと認めたっていう。

副会長 とにかく、先ほどから言っているように、請求者に対して応答すると考えたときに、こちらのスタンスはこうですよという側面ばかり考えてしまいましたので、このような文言になってしまったということです。この審査会で、削っていけばいいとか、いろいろ教えていただく方がむしろありがたいというか、書かない方がいいのであれば、ここは削除してしまうと言ってもいいという言い方である。要するに、相手が納得してくれるような、どこかにそれが書いてあればもういいのかなと思っている。

委員 審査範囲を超えるかもしれないというところであまり理解ができてなかったもので、今ご質問した。報告連絡相談シートだけではなくて、この事例 11 が、割と大きなウエイトを占めているのではないかと思ったので、それが審査範囲を超えるかもしれないという表現になるというのは、どういう意味だったのかなという確認だけである。

副会長 全く形式的な話を言っているだけで、実質的にこれを審査したらだめと言っている、事案 11 は審査できないかもしれないよという言い方になってしまっていたら申し訳ない。意図が全然伝わっておらず、そういう意図ではない。

向こうが出してくるその請求の根拠規定の中に、ここまで書かれても、我々は扱えないよという部分があったから、ただそれだけのことであって、

そういう意図なので、言葉足らずだしちょっと書きにくいので、会長おっしゃったように消したほうがいいんじゃないか。

会長 おっしゃる意味は、十分わかっております。他もこれは該当しないのじゃないかというのはちょっとあったんですけど。該当しないなら該当しないで、理由のところを書いたらどうですか。

副会長 承知した。

会長 なお書きは、審査結果の前文では外すということでいかがか。

委員 事例 11 で、表現はともかくとして検討するというのでよいか。

会長 そういうことでよいか。

委員 承知した。

会長 前文は、そういう形でやらせていただきたいと思う。

事実認定の方に入る。

事案 1 に移らせていただく。

副会長 再修正案 2 の紫になっているところは、私の作成したものになる。後の事案についても同じようなことを書かせていただいているので、これも、不要といえば不要なのかもしれないが、多分、報告書はホームページなんかでもオープンになっていくので、我々は十分わかっているが、関係のない第三者が報告書を見ても、どういうものなのかということがわかるようにと思って、一応そういうことを念頭に置いて、それぞれの事案ごとに条文に違反していることがあるので、この条文をこのように考えるべきでないかということを入れたということになる。会長が出されている再修正案 1 の真上に持ってきてもいいのかもしれない。

会長 事案の概要のところは一応入れているからどうかと思った。

副会長 今の我々のスタンスというか、我々がどういう問題意識を持っているか、要するに審査結果としては、こういうことですよということを、請求者等に示すにはいいのかとは思ったが、今おっしゃったように別にわざわざここに書く必要ないということももちろんありで、だんだん答申の中で文章が増えてしまってどうかなと思っていた。

委員 今聞こうと思ったのが、時系列に修正案を書いていた中で、最終案を基本に意見を言ったらいいかとまず聞こうとも思ったところである。

会長 それぞれにいろいろ出しているので、修正案は並立的となる。

委員 その上に立って、副会長がおっしゃったことは、私としては何が問題なのかというのがよくわかって、読みやすかった。何が問題となっているのかというのが、読み手側からすればよくわかった。

再修正案 2 の文章中、条例の次に第 3 条が抜けていると思う。

副会長 これどちらを取るかっていうことではなくて、いいとこどりして、くっつけてもいいと思う。

会長 委員おっしゃるように、これはあった方が読みやすいというのは別に重複になっても全く構わないと思う。事案のところで省くというところはいかないので、ちゃんとこういうふうに書いていた方が読みやすい、わかりやすいというのならつけたらいいんじゃないか。行数が増えるのは別に全然構わない。あと、他の事案全部にも共通することで、ほかに内容について、認定の内容について何かあるか。

委員 内容についてと言われたが、内容は最初の案から大きく変わっていないので、内容はこのままでいいかと思う。

あとは書きぶりの全体の統一性と、そして誰目線でこれが読まれるかということだろうと思う。1つはもちろん請求者であるし、被調査者でもあるが、一般の市民の方も関心をお持ちになって見られると思うので、11案件ある。従って、前のページをめくって何の案件だったかということを見ていくのは大変非効率であるので、副会長が書いていただいたように、修正案2の冒頭3行、ここで何が問題なのかということを一列記いただいた形の中で、統一した方が読みやすいと思ったので、少しだけ、修正をして、成案ということでもいいのではないか。

会長 一応具体的に理由が挙げてあり、多少ニュアンスが違う。しかし、こういう理由のあり方は、これはおかしいのではないかというのがあったら発言してほしい。

委員 この案件についてはない。

会長 そうすると、冒頭に、事案1は云々というのを入れて、そういう形で最終的には修正案を統一した形で書いて見ていただく、そんな形でよいか。

ここの事案1についてご意見、こういう理由をつけたほうがいいのか、或いはこの理由についてご意見はあるか。

委員 これからあと事案11まで続くが、最後の締め言葉、違反するものではないという表現と、違反とは言えないと判断したという2つの書きぶりで、違いが出るか。専門的に言うと、最後の締め言葉はこれからずっと同じように続いていくと思うが。

会長 違いはない。あまりそういうことを気にせずに書いている。これはもう全然問題にならないというのと、いろいろ考えたけど判断としては問題にならないというそのニュアンスの違いが出ているのだと思う。だから統一するというのであれば統一して構わない。

委員 事案によって使い分けるということもあるということか。

会長 私の中ではそういうニュアンスがあって、結果としては同じである。

委員 今、事案1で、違反とは言えないと判断したというのであれば、それがずっと続いていくのかなと思ったので、今お聞きしたいと思う。

会長 同じにした方がいいか。文章の続き具合もあって事案の上げ方によって、事案ごとに意見をいただく。どちらを使っても、結論としては全然変わらない。でも、それはこの後もちょっと気をつけて見ていきたい。

事案2に移らせていただく。

修正案1が私が書いたもの、修正案2が副会長から出していただいたもの。

先ほどの議論、事実はこれこれで、どんな問題があるかという内容を冒頭に持つてくるとして、理由の上げ方としてはいかがか。これはおかしい、或いはこれを付け加えるべきだという意見はあるか。

委員 より内容を詳しく書いていただいて、多分、修正案1の方が詳しいなというのは感じるが。某氏というのは表現とかで少し推測を生んでしまうような、言及してしまえば、また、だろーみたいなことを惹起してしまうので、今回は一般質問が行われてないし、少々変更も答えてないということが、根拠だと思しますので、もうシンプルに、修正案2のほうで、わかるかなと私は感じた。

会長 他の委員、いかがか。

ご意見でも感想でも、自分ならこう書くでも何かないか。

これは、伝聞でこんなことがあったよというのが、そういうことが倫理に反するという、その結果はどうだったのかというところまで調べてから調査請求していただきたいなという気はするんだけど、上がってきたものだから、それは付帯意見のところを書いていただいたところもある。いや、伝聞であるとか云々というのはもう抜きにして、現に質問をされてないという理由だけでいくか。

委員 実際に一般質問をされてないようなので、この内容でいいというふうに思う。

この修正案2のまとめ方で良いのかなと思う。

会長 本件は、修正案の2でいくという形でよいか。

委員 承知した。

会長 事例3に移らせていただく。

再修正案1と2では、人事異動とDXの順序が違うが、概要では、人事異動が先でDXが後なので、その順序の方がいいかと思い、そういう順序にした。人事異動については、既に出された人事異動なのか、これからなされるのかによって、大分干渉の度合いが違うと思って、すでにされている人事異動ということをおは入れたつもりである。

副会長 私は、内容は関係なくて、上に3行ぐらいつけただけの話であって、この赤字で書かれている再修正案じゃなくて、修正案は、これはどなたかがされた。

会長 修正案は事務局。

副会長 当初案から修正案は事務局が、やってくれたと。

会長 そうだと思う。

事務局 赤字で挙げている修正案につきましては、事務局案を出した後に、会長の方で修正を示しいただいたものとなる。

会長 事案の内容を変えた後で事務局に全部やっていただいたものでなかったか。

副会長 言いたいことは、私は、会長が修正版を書かれたのでそれに、ただ単に上に載せたただけなので、その再修正案1と2というのは、ちょっと先ほどからよくわからなかったので今聞いている。両方とも、会長が手を加えられたものということになってしまう感じもするのだけれども、あくまで修正案は、事務局案という認識でよいか。わかりました。とにかく、私が付け加えているのは全く事案云々の話ではもちろんないので、その上に載せただけのことだということで、すべて修正案に書いているだけなので、修正案と再修正案1の見比べという、そういうふうに見ていくという感じでよいか。

会長 修正案はちょっとまどろっこしいなと思って、再修正案1で整理したつもりである。

委員 結論から言うと、結論は変わらないので、あとは全体の統一感と好みかなという感じもするが、再修正案2については、今、会長にご指摘いただいたとおり、順番がDXについてから始まるので、ここは再修正案1で。また、人事異動の話から始まりDXという順番に戻せば、それが再修正案3になるかもしれないが、そんなにまどろっこしいとまでは感じなかったというのが私の印象であるので、ポイントは、さっきおっしゃったとおり、すでに行われた人事という言葉を使うかどうかはもうお任せするが、そういったものが、一般的な意見陳述に過ぎないというところが最大のポイントであるので、少し時間をいただければいいが、今日細かい文言までやっているのと多分きりがないので、この再修正案2で順番を変えるだけで十分伝わるのかなと私は思った。

会長 他にご意見を伺う。

意見がなければ、そういう順序を変えるとか言葉の整理をした上で、またお示しするということでよいか。

委員 承知した。

会長 そのようにさせていただく。

事案4に移らせていただく。

副会長 事案4に限らないが、先ほど、言葉の話は後回しと出ていたが、市当局という言い方が出てきて、そのあと事案5は行政側とされている。事案8では、行政当局とかという。そういったのが、後でも結構出てくる。この辺は、意図的に使い分けしているのか。使い分けする必要性がないのであれば何かするのか、この辺、気にはなっている。

会長 こういうときに使うのに、普通はどのようなのが普通ですか。

副会長 使い分けの必要性があるときは、やはり使い分けしたほうがいいのだろうけれど、例えば、事案5は行政側と書いてあるのがあって、再修正案1を見ると、行政側という言い方は、おそらく執行機関側ということなんだろうなと思っているが、15ページに戻って事案4では市当局となっている。だから、どういう言葉がいいかと言われてちょっと困っている。その辺のところを、統一するというよりも、わかりやすい、逆にわかりやすいのだけれども、統一的に考えてもいいのかなと、今思っている。

委員 今、副会長がおっしゃったとおり、事案7とかでは、市長、副市長みたいな執行部だけを限定した話が出てきても、ここはちょっと執行部とかあると理事者という言い方を。それ以外は多分、一般論として、行政全般を捉えた言及が多いので、副会長がおっしゃるとおり、統一したらいいんじゃないかなと思った。

委員 先ほど今、事案4で事案5の意見もあったので、この事案5の修正案1の青書きの一方の行政側という表現にしているのは、1月28日、第4回のときの意見聴取をさせていただいた。話を聞いたことを書いています。

ここで行政側としているのは、議員側の発言と行政側の発言が、主張がそれぞれ食い違っているという、そういう意見を述べられた側の表現として、事案5については、行政側という表現にしているところです。

この事案4の、市当局。これは、その場その場で使い分けるほうが、表現としては、読み手にとっては、受け入れられやすいのかなということも思ったりしますので、それぞれ事案ごとに使い分けをしたらいいのかなと考えている。

委員 市当局ってよく私たちも議会で使うが、何が正しいのかは私たちもよくわからず使っているところがあって、市当局とかいうのは普通に言っていて、正しいのかどうかも実はわかっていないところがあって大変申し訳ない。聞きやすいというのがわかりやすいが、市当局といっても大きく拾ってしまうというか、全体を指しているような気はする。

会長 なかなかいい言葉、そのケース・バイ・ケースで結局市当局とか行政側を使うのか。

とりあえずそれでいくか。あえて、統一してしまうということじゃなくて。

副会長 市当局というのは、こういう報告書ではちょっとわかりづらいかなどという感じはする。

何を指しているのかよくわからない。

多分議会を除く、要するに市の役所側というイメージなんだけど。逆に当局ってなると、何か突っ込まれそうな感じもするし、余りにも漠然と書いていいのかなという感じはした。書くのかなというね。

会長 法的な意味合いがある言葉じゃないので、市当局って聞いた後のイメージで市長を代表とする。そういうイメージだが、市じゃなければ行政側と言って、これはここの文章でいくという最初の言葉は、市民が市の関係部局と面談する際にといい、そういうふうな言葉で十分通用するのかなと思っている。

委員 でも、ここは市長、副市長との面談のときにといいのが、報告連絡相談シートに書かれている。市長と出会うのに議員が同席することの可否みたいなのが原点かなと思う。

会長 この事案はそうであった。

市長としてしまいます。本件は市長だったんですね。

委員 市長というのが明確であれば、それはそちらのほうがいい。

市長面談、報告連絡相談シートで同席される件についてとされており、ここは明確なのではないか。

副会長 そのとおりである。

委員 ここは市長でいいと思う。

会長 同席を受け入れるかどうかは市長の自由であるという。

委員 市長単独で市側というイメージはあるんだけど、ただ報告連絡相談シートの原文を見ると明らかに市長面談という言葉が何回も出てくるので、ここは複数というよりも市長面談に同席するかどうかという案件かなと思う。

会長 そう思う。

市当局やめて全部市長に改めると。

言葉遣いはともかく、他はよろしいか。

委員 いいと思う。

会長 市長にするということによろしいですか。

そのようにして文章統一して、またお示しするということとする。

次の事案に移らせていただく。

例えば、事案の5と6が理由等も同じなので一応合体させたということだが、合体についてはよろしいか。合体させた上で、理由としてはいかがか。

前にも申し上げたが、すでに行われたものに対する批判かどうかかわからないが批判的な意見ということ。これから行われるのであれば、圧力とか不当な要求みたいになるかもしれないけど、すでに行われたものに対しては、可能性として低い。私はもうすでに行われたというのを使いたくなくて使っている。

委員 先ほど言葉の使い方の定義の話のところですが、これは行政側という表現がありますね。すでにこの報告書の前半で、総務部長及びまちづくり部長という言葉も出てきているので、ここも市当局とか行政とかいうことも強いので、ヒアリングしたのは2名だけなので、それについては一番誤解がないのは、すべて総務部長、まちづくり部長というふうにしてしまうのも一つなのではないかなと思った。

ふわっと書かずに、ヒアリングした部長2人のことを言及すれば、言葉を考える必要はないと思う。

会長 再修正案1では、行政側で出てくるけれど、修正案2には出てこない。

委員 今、再修正案3を見て発言したが、そこには下から4行目にただし、行政側へのという言葉がでていいる。その発言である。

会長 ヒアリングのときに総務部長がおっしゃったことか。

委員 ヒアリングの際に、これは非公開部分もあるが、おっしゃったことである。

会長 これを書くのであれば、行政側ではなく、総務部長と書けばいい。

一般の枠を超えた発言の可能性もあるともいえるが、不当な介入とまでは言えない。これは判断が微妙な判断になっている。

副会長 再修正案の下のほうは、再修正案1を念頭に私が入れた。不当な介入とまで言えないといえるというのは、再修正案1が一般論の枠を超えた発言の可能性もあるということになっていたもので、そこで終わってしまうと、どちらがいいと言われる可能性があるもので、このように書いたが、再修正案2には、これは会長がおっしゃっているところかなと思っていいるが、そうするとその後、ごちゃごちゃしたことはもういらないのでないかという判断か。

会長 書いてもいいが、いや、もちろんせつかくヒアリングして、こういうふう聞いていいるので、でもそれをどう判断するかとなる。

可能性もあるといえると言ってしまうと、それこそじゃあどうなのということになるので、この辺は理由をもうちょっとつけなくちゃいけなくなる。

副会長　なので、一般論の枠を超えた発言の可能性があるかどうかということを書くかどうか。

会長　一般論の枠を超えたから即駄目ということではないからね。話によるけれども。

副会長　再修正案1と再修正案2は、会長がお考えになった。

会長　再修正案1は私が考えたものではない。

委員　再修正案2が一番シンプルだと思うが、聴取もし、委員の皆様から具体的な提案までいただいたことをしんしゃくすると、副会長が最後に一言いただいた、ちょっとまどろっこしい表現だなと私も印象として持ちましたけども、やはり結論をはっきりと出さないといけないと思いますので、そのような可能性もあるけども、それも持ったとしても不当な介入とまで言えないというところが、審査会の判断でいいのではないですか。つまり、行政サイドの言い分も、少し理解できる部分もあったし、それが条例違反とまでは言えないだろうということだと思うので、ちょっと長くなるが、再修正案3が丁寧だなと思う。

ただ、確かに突っ込みは起こる可能性もゼロじゃないとも思う。

会長　可能性があっても、不当な関与とまでは言えないというような形でちょっとニュアンスを、そういう感じで書いてみるか。

委員　副会長1点だけ、最後、言えないといえるという表現がきっぱりと言えないとした方がすっきりすると思うが。

会長　よろしいですか。

副会長　承知した。

会長　いろいろ言ったがよろしいか。要するに再修正案2のシンプルなものに付け加えて聴取した状況を最後に入れて、それでもなお、不当な介入とは言えないと、締めくくるといふことでどうか。

委員　私はこれでいいと思う。

副会長　賛成する。

委員　内容はそれでいいと思う。再修正案3の言えないというのが、漢字の言えないと、ひらがなのいえないがあるので、統一したほうがいいかと思う。

会長　全体でどうなっているか、またチェックして統一する。

委員　ここは最後に事務局チェックで取ってもらっても結構かと思う。

会長　そういう形で、また、合体させてお示しすると。最終的にお示しするというふうにさせていただく。

- 会長 事案7に移らせていただく。  
事案7は市長室、見学のとき。  
修正案が事務局で再修正案1は私で、再修正案2が、副会長。  
いろいろな発言は事実かどうかわからないけれどもというのは、あいまいな前提になってしまっているが。
- 委員 再修正案2で、再修正案1で会長が書かれた内容もすべて、表現はちょっと違うが、内容としては入っていると思うので、再修正案2の内容で、特に違和感はなかった。
- 会長 再修正案2ということか。
- 委員 全体の流れがあると思うので、再修正案2を中心に内容が漏れてないかというチェックをしたという発言趣旨である。
- 副会長 私はこの再修正案1に、事案云々私の3行を追加でいいのかなという感じもした。結局一緒だが。話は一緒で、ただ言い回し的には、事実かどうかはともかくとしてというほうが、事実はないかもしれないが。
- 委員 そう思う。ないかもしれないがというのは請う表現的な言い回しに聞こえる。
- 会長 事実でないとしてもあたらないと、事実であったら全然あたらないけど、事実でなかったとしても、この辺はぼかさなければしょうがないと思う。こちらとしては、何が事実かは認定できないですから。事実じゃなかったか、結果的に積極的にはわからない。そこまで調査していない。わからないし、調査できない。仲間内で話したことだから問題ないのでないかというのが、正直な話だと思う。事実かどうかともかくとしてというような表現とする。全体をまとめた形で、また、お示しすることにさせていただきます。
- 委員 了承した。
- 会長 事案8に移らせていただく。  
ヒアリングしたら真っ向から話が違っていた。  
議員の話聞いた。それもそうかなと思うし、まちづくり部長は非常に、誇張しておられたが、見方が違うというような感じでもなくて、ヒアリングの結果を反映させるのなかなか難しい事案である。
- 委員 今、会長のご発言があったとおり、全く両者の意見が食い違っていたので、そこはやはり食い違っていたという事実を残すことが重要なと思いました。ただ、挨拶をしないとか、それが条例違反かということであれば、そこまでいかないだろうというのがこの審査会の判断だろうと思う。ただ、一方だけの意見を載せて判断したわけではないということをしつかりと記録すべきだと私は考えましたので、表現として、再修正案3の内

容で今までの再修正案1、2のところは入っているかなと感じた。ちょっと改行したほうが読みやすいかとも思う。

なお書き以降は、改行していただいたほうが読みやすいかと思った。

なおというところが、逆説に転換していく接続詞なので、一方のほうがいいのではないですか。なおというか付加するような、前半は部長からの意見を収録していると。一方で、挨拶について議員の聴取によればという中で、陳述の様子が書いてあります。ここはAとBをひっくり返す必要がありますので、なおというよりは、一方のほうがいいと思った。

委員 再修正案3で見ていくと不機嫌そうな顔や横柄な態度というのは多分に主観的なものでありという書きぶり、一方になるかもしれないが挨拶については1年生議員として常に挨拶を心がけており、本会場でも市職員に挨拶をしていると陳述している。一方の職員が主観的なものだと言っておいて、被調査者については陳述しているというところで、少しその温度差が出ているような気がした。

陳述では、まちづくり部長は、これは職員の士気を下げて困ったんだと陳述しているので、そこは主観的なものであるということ、ちょっと温度差があるような気がした。

会長 ハラスメントではないというところを否定したくて、こう引っ張ってきて、こういう形で引っ張ったみたいな感じである。

委員 19ページに、再修正案4があるがこれはどうか。

委員 この真ん中の3行だと、今ご指摘のあった両方の主張がイコールフィッティングで入っているようなニュアンスではある。議員はこう言っているけども、職員はこのように感じている。この表現だけ、再修正案3に掘り込むという方法もある。

違いますね。副会長が書いていただいたところは紫のところですから。再修正案4を見ておけばいいわけか。

副会長 再修正案4は、いつものように上のほうにだけ、2行入っているだけで、再修正案1に加筆しただけです。

委員 ちょっと感じましたのは、再修正案4をベースにしながら、最後の結論部分は、再修正案3の倫理条例には該当しないと判断したという、これまでの表現を踏襲したほうが、ここだけ誤解が生じない対応が求められるという終わり方をしてしまうと少し統一感が落ちてしまうので、そのように、再修正案3の最後は持ってきたほうがいいのかと思った。

会長 もう少し整理させてもらおう。

ベースにするのは、再修正案4ということは結局最初の修正案ということになる。

委員 つまり再修正案3で、委員が少し引っかかったということであったので、別に考えたほうが、双方の主張がイコールにできるのではないかというそのような議論だったかなと思う。

会長 双方の主張をまず挙げて。

委員 議員としましては、圧力をかけたこともないし、会釈もしたと言っていた。

一方で行政側は、挨拶を無視されて、モラルハラスメントではないかという主張もされておられたということで、我々としては、違っているにしても、そのような行為そのものが丹波市議会議員政治倫理条例に違反すると言われると、そこまでいかないだろうというのがこの委員会の判断だと結論で伝えればいいのではないかと思う。

会長 食い違っているけれども食い違っていることを前提としても、ハラスメントや倫理には違反しないということで、判断は入ってないですね。そうだけれども、違うというだけのことだから、何か一言欲しいような気もする。

委員 そこは会長よろしく願います。

会長 一方で、温度差があるとおっしゃられるから、結論がそうなるとうしても温度差ができたけれども、結論に行こうとすると、これを取ってこれを取らないというふうにしなないといけないので。全くまちづくり部長のおっしゃるとおりであれば、かなりけしからんと言うことにはなるのでしょうけれども。

ただ、横柄だとか不機嫌だとかいうのが具体的にどうなのかということが全く読み取れない。

結局、いろいろ話を聞いて、はっきりしているのは最初から最後まで、議員は、その場におられて後ろのほうに座っていた、発言もしなかったということは確かみたいだが、黙って座っているのが不機嫌そうなのか、横柄なのか、その辺になると判断のしようがない。具体的にこういう行為だったということは書いてないわけだし、だから主観的なのかなど、勝手にそういうふうにした。

確かに評価の問題ではある。主観が多いに入ると思うが、一方はこう言う、一方はこう言っている、だけれども、違反じゃないと言ったら、何か足りない気がしないか。

委員 今のロジックだと、行政側がこう言っている、議員側がこう言っている。しかし、それが事実であるかどうかは、第三者にゆだねるしかないといえますか、その場にいる者しか判断できませんから。我々としてはその判断はできないということだと思う。ただできないがゆえに、これをもって、

条例違反だということを請求されましても、そういう意味でも判断できないということが、我々の今の本音かもしれませんけども、判断できないのですべては難しい。判断できないという結論にするわけにはいかないので、ワンクッションいると思う。

会長 いかがか。

副会長 確かに難しい。書き方として、その主張に再修正案4は、双方の主張に食い違いがあるということで、明らかに政治倫理違反は断定できないという。

断定できないから、違反してないというふうに持っていきしかないのかなという感じはする。まず、我々の調査能力として、どちらが正しいかということはできないことなの、そこまでの権限を持ってないということは、当然、あるんだけども皆さんはそこはわからないのかもしれないけど、そういうことがあるので、我々としても、わからない以上、それをそのまま適用することはできないという、そういうスタンスでいくしかないのかなと思う。

会長 疑わしきは罰せずみたいな感じで。

副会長 それに近い感じで。そのような考え方もあるかもしれないし、その辺は、各委員の考え方がそれぞれ違うのかもわからないし、どの辺のニュアンスで落とすというところで、会長にお任せするしかないのかなと。

会長 いやいやそんな私に任さないでくださいよ。

仮に挨拶しなかった、横柄な態度だったとするとどうなりますか。

委員 今の会長の言うとおりで、例えば思ったということと、ハラスメントみたいなことが事実認定されて訴えられて、それで職員が休職しているとか、この挨拶をしないと、不機嫌によって、具体的に明らかに業務に支障が出ているという事実が認定されれば、また違う議論があるんだろうと思う。

ただし、今のところはそうではなくて、再修正案3に書いておきますとおりのハラスメント的だとか、感じているのは主観なんですけども、今回は認定までしかできていないので、それがハラスメントだということは断定できなかったがゆえに、今回については条例違反にも当たらないだろうし、ハラスメントなんてちょっと言い過ぎというか、まだ1歩手前かどうかわからないが、ハラスメントと認定するには至らないというところまでではないか。

だから、ハラスメント的行為と捉えたいという、再修正案3の表現は確かに、なるほどと思った。

副会長 再修正案3をベースでいくというのはどうか。

ちょっといろいろ修正が入ったのかもしれないが。

- 会長 多分に主観的省きましようか。ちょっと考えます。  
それでは、再修正案3をベースに、双方の言い分を十分聞きましたよという前提で、それでもなおという感じで、そういうイメージで書き直しをして、ご提案させていただくということによいか。
- 委員 承知した。
- 会長 事案9に移らせていただく。  
議会での質問のこととなる。
- 委員 そもそも報告連絡相談シートの中で、前段の部分の一般質問への下りみたいなどころの評価というのは、どうなのか。その一般質問が言葉遊び的なものに終始して、前に進むような議論ではなかったということと、後段で、議長にも発言をストップされたみたいな2つのことがあったが、ここでは一般質問のことについての評価みたいなどころがちょっとなかったもので、そこだけ気になったがいかがか。
- 会長 一般質問自体の評価か。
- 委員 一般質問することはもちろん正しいですけども、その内容のことについて報告連絡相談シートに書かれていたので、そのことと議長が止められたということが、質問の内容とか、そういうところのことを言いたかったんだろうなというのを思った。  
そういうところで、一般質問のことについては触れていないが、それはよかったかということである。
- 会長 質問内容に対する批判に対して何も書いてない。  
委員がおっしゃったのは、議会でこの当該議員が発言した内容についての判断というか言及がないということですか。
- 委員 そうです。確かに9月9日の報告連絡相談シートの一般質問等での一般質問のあり方とかけ離れた内容であったというところの分です。一般質問すること自体は、議員の活動ですので、そこ自体ではなくて、一般質問で条例解釈に執着し、ただの言葉遊びのような内容でありというところは特に言及がないんです。後段の、議案質疑の2番のところは書いてあるが、1番のことが書いてなかったもので、いかがでしょうかというところである。
- 会長 人権侵害とか誹謗中傷だったら別だが、私はあえて議会での質問内容の批判を書かなかった。  
議論の内容について、とやかく言うのはどうかなというのもあり、あえて書かなかった。
- 副会長 再修正案2は私のところですけども、今会長がおっしゃったように、あえて書かなかった。書くべきかどうかということを考え、本音で言うと、

それは質問にももちろんよるのだけれども、質問行為とそこまで行政側に問題になるようなことには繋がらないのかなと思っていて、今、会長がおっしゃったとおりで、サラッと書いているのはそのような判断をしたつもりです。

会長と同じ判断で、ここはもうちょっと書けって言われると、もうちょっと書いてもいいのかなっていうことを妨げているわけではもちろんない。そのような意図で書いてこのような言葉にしたということである。

会長 あえて、質問内容の批判について判断する必要がないとか、判断すべきでないとか、そこまで書かなくてもいいのかなと私は思った。

副会長 私も同じ、ほぼ同じ考え方で何も触れていない。

委員 困り感はそこであろうなと思ったので、聞いてみた。結構です。

会長 それがこの審査請求の本質的な一番の問題になっているということか。

委員 報告連絡相談シートはそういう意味で書いているだろうなというのは、予測できたので、困っているのは何なのかと言ったら、そこを困っていたのかなと思う。再修正案2については、補足でこんなこともありましたというふうなことを、報告連絡相談シートの中で書いたんだろうなという想定ができたもので、ここへの一般質問のことについてどうかと思ったぐらいなので、会長、副会長のおっしゃることはよくわかった。

委員 ここは委員のご指摘も、なるほどと思いながら、多分本質的なところは、やはり議長の整理の中で、このような一般質問がコントロールされているところであって、今回の報告連絡相談シートで改めて見てみると、それが直ちに職務執行妨害とか、不公平な取り扱いという形に、上のほうの一般質問を含めて当たらないだろうというのが判断だろうと思うので、一般質問という言葉は出てこないが、今回の議会における質問のあり方というところで読めば、両方とも包含するような回答になっているのかなと私は読めた。ちょっと深読みかもしれないが、特に違和感はなかった。

会長 他にご意見あるか。

この再修正案1と2を整理させていただくということで、特に質問の内容等についてはもう言及しないということでよいか。

委員 了承した。

会長 事案10に移らせていただく。

ご意見を伺う。

再修正案1は私が書いて、具体的なことを入れたほうがいいかなと思って、貧乏ということについて入れたけど、別に同じようなものです。

委員 そこを入れるかどうかだけの判断かなと思った。入れてももちろんいいが、ちょっと細かすぎるかなということも感じた。私は再修正案2でも

いい。全然、結論は変わらないので、再修正案2のままでもいいかなと思うが、委員の皆様の中で足りないということであれば、会長から引き継いでいる部分もどうしても足し算でいいかもしれない。

会長     とりあえず入れておいて削っていただくのも、一向に構わない。  
          これも、まちづくり部長の気になったシートで、彼のお考えで書かれたものである。

副会長   何とも難しいところである。会長の思いがある感じもしており、会長の思いをそんなに忖度するのではないが、ちょっと具体的なことを入れたほうがいいのかと思う。

          今、お伺いして、なるほどとっていて、具体的な言葉を入れるほうがいいのかなと思った。どちらも理解不足の感はあるものの、要するにここでいくと同和問題に対する理解不足があるもの、不足の感はあるものというニュアンス。

会長     そういうことである。

委員     確かに今回改めて、報告連絡相談シートを見ると、人権侵害の恐れのある行為ということに対する審査であるので、もちろん再修正案2で、特定の事象に対する発言ではなく一般論だということの説明はしているが、具体的にどういう判断でそう判断したのかということが、会長にせっかくそこまで書いていただいたので、今副会長から、同和問題のという修飾をつけていただいたが、それを足した方がむしろ説得が上がるだろうとは思った。

会長     理解不足の前に同和問題を入れるのか。

委員     同和問題のとか同和問題に対するを入れる。

会長     問題でいい。

委員     報告連絡相談シートには同和教育という言葉を入れているから同和教育。

委員     私は再修正案2のほうでもいいのかなという思いもする。修正案1に今あった理解不足の前に同和教育についての理解不足の感はあるものというそれを入れれば、再修正案1でも良いのかなと思う。

          再修正案2のほうでいくのでしたら、3行目の第9号は通常特定個人となっているが、個人だけではない場合もあるので、個人等へとする方がいいのかなと思った。

副会長   ここは、今おっしゃるとおりだと思った。

          そこが抜けているかと思えるので、再修正案1でもいいのかなと思った。

会長 言葉自体も差別的な意味で用いられているのではないと理解不足はあるけどもという感じで続けていくか。

具体的な例を入れてもよかろうというご意見もあったので合わせた形でまたご提案させていただくということによいか。

委員 了承した。

会長 事案 11 に移らせていただく。

最初の議論で何か付け加えないといけないことがあるかもしれないとしていた。たたき台として再修正案でいかがか。

委員 再修正案の内容でいいが、最後のくだりだけ、ちょっと文章が長い。一文が 5 行続いているので、例えば、これは下から 3 行目、「これは議員として適切かつ誠実な対応である。」としたみたいな言い方で、ちょっと区切って言ったほうが読みやすいのではないかと思う。趣旨は何も変えていないが、5 行続くのはさすがにちょっと読みにくいなと感じた。

会長 副会長、ここで何か書かなければならないのではないか。

丹波市議会基本条例等の違反は認められないと私は書いているが、基本条例を審査するわけではないのですね。

副会長 そうです。

この答えを受けて、先ほどの話を言ったわけではもちろんなくて、事案 11 に対しては、どう答えたらいいのかなという思いがあって、一番簡潔にはこのような答えになるのだろうか。

会長 冒頭に何か入れるか。これはこれこれの何々に違反しているかどうかの問題であるというのを今までずっと冒頭につけてきたけれども、これについてはそれが出てない。それを頭につけるか。

副会長 そう思う。

会長 後につけてもいいが。

同じようなスタイルを踏襲するのであれば冒頭に。

一部審査対象外もあるけれども、一応倫理関係に限って申請するとか、言葉はわからないが。

副会長 結局、基本条例第 4 条、第 25 条、それから、丹波市職員に対する働きかけの要綱第 3 条を根拠に議員としての責務を放棄しているという疑念を出されているのだけれども、そのようなことを我々が判断できるかというところは どう書いたらいいのか。

会長 それはお任せして、案を出していただけるか。

副会長 一応我々としては、審査対象に入れるということによいか。そこが一番重要なんだけども。

会長 丹波市議会議員政治倫理条例は書いてないけどね。

丹波市議会基本条例の中には政治倫理を守りなさいと書いてあるから。  
副会長 要するに、第3条の基準の中には、このような第4条とか第25条とか、  
そういったものも含み込んで我々対応できるというふうに。

会長 ちょっと私も考えてみますけど。

副会長 そういうふうに書いてみるけれども、結論としては、一応審査するけれども、会長がおっしゃったようにこれは違反じゃないと。

会長 いずれにも該当しないとまで言っているのかどうかはわからないけど、少なくとも政治倫理条例違反ではないというのか。

副会長 そこはちょっと考えましょうか。

会長 それを考慮していただくということですか。

委員 この件につきましてはこの後出てきます。

付帯意見のところでも述べているが、すでに本人が謝罪しているので、そういう意味においては、謝罪してもなお、条例違反だと追求してくるということそのものが少し理解しがたい部分があったので、この部分はさりと終わって、後は付帯意見を読んでいただくということではないか。

会長 それで冒頭部分か、或いは末尾になるか、その整理を副会長にお願いして、これで一応、本日のところは終わりたい。

あと、付帯意見については、いろいろ意見があると思う。

それでは、今までいろいろもやもやしたところもあつたところを、付帯意見でしっかりと表そうということ。いろいろ書いていただいて私が拝見したところ、要するに、この付帯意見の対象は3つかなと思う。

まず、被対象議員に対するもの。それから、議会とか、この請求をされた議員とかいわゆるそういうそちら関係に対するもの。3つ目は、市当局、とにかく行政側に対するもの、この3つに分かれるのかなと思うがその辺はいかがか。

委員 おっしゃるとおりと思う。

書いていただいていることも、3つ。

対象者がそれぞれ、この3つかなと思っているが、そういう捉え方でよいか。副題的なものをつけてもいいか。

委員 そうしていくのも一案だと思う。

会長 それでまず、今頃になってだが、議員でこの被調査議員。被調査議員という言い方でよいか。被審査議員とかいう言い方もあるが。それでよろしいか。

委員 了承した。

会長　　どなたが書かれたのか、何となくわかるが、修正案1はどなたがお書きになったか。ご説明をお願いします。

委員　　修正案1は私です。その内容をさらに深掘りしていただいたのが修正案2。修正案1の趣旨としては、修正案2でも、本会議や委員会以外での場とか、或いは行政からどう見られているのかという視点を意識、1期目の議員さんのことも含めて、平素からというところにそのような問題意識を書いたことです。後半の方は、議会の対応ということで、議員1人の問題ではなくて、会派もあれば、いろんな委員会もありますし、議長の役割もありますので、そのところをしっかりと議会としてという話が2つ目に書いたこと。私が3行で書いたところをさらに膨らませていただいたのが、多分修正案2かなと思うので、修正案2を執筆された方が説明いただくところで私が言いたいことも含まれているかなと思うので、1点だけ修正案2の前半最後のところ、議会で確認する必要があるというのが、少し論理の飛躍というか、議会の話は後半出てきますので、ここはまず被調査議員に対するメッセージで完結させるべきなのではないかと思う。

そういう意味においては、例えば改めて確認する必要があるとか、このような言葉で一旦閉じて、さらに議会で議長に対するメッセージを分けて議論したほうがいいのではないかと感じた。

委員　　修正案2の説明をする前に字句の修正をお願いしたいと思う。

2行目の議員として必要にと書いているがこれ必要に修正をお願いする。委員の方からご指摘いただいたところの中ほど後段のところ、議会で確認する必要があるというこの文章、事務局に送ってから私も悩んでおったところで、言い回しとしては、議会でこの件についての検証も必要かなという、必要と思われるというような、そんな表現にしたほうが良いのかなというふうに、昨日も読みながら思ったところである。

これは、議会基本条例のことをメインに内容をまとめているので、基本条例の中には、議員としての活動のありようというのか、議会も含めて、そういう一定の方向づけを基本条例の中でされているので、そこを今回の審査会の審査内容にあわせてまとめたというところである。

会長　　なかなかいい言葉である。

良好な緊張関係の維持というのは。

これを議員と議会に分けるのはなかなか難しい。

趣旨はよくわかった。

これで、執筆者から説明があったが、ご意見、ご質問はないか。こういうことも付帯意見として述べるべきであろうというのがあれば教えてもらいたい。

委員 修正案2のさらにの段落の、さらに同条例の第11条には議員は通年で議長を通じて、行政当局に文書で質問できる規定がすでに運用されているが、そういうのはこのことが生かされることなく、行政当局との接触であったことが、審査会設置に至った一因でもあるのではないかとこのころだが、実際にはすべて全部文書で質問ができるというものではないと思う。議員がそれぞれ質問全部を文書でされようと思ったらとてもすごい事務量になるし、行政側もそれにすべて文書で答えようとすると、すごい事務量になると思う。

わからないことは、各部局に聞きに来ておられるし、これを通して、やらないといけないとなるとすごく大変なことなのかなという感想である。わからないことは窓口に来て、順次聞いておられるので、それが一因というところはちょっと大変だなと思ったので感想のようなものとなる。

委員 委員のご指摘は確かかなと思う。

その議会基本条例の中のこの文書質問というのは、議会と行政当局とのやりとりの中の表舞台というか、きちんと基本条例の中のルールを通してしてくださいよというの、基本条例の中の1つのねらいでもあると思っている。実際に委員からあったように、そんな手間のことはせずに当局の窓口へ行って、事務事業について質問されているのが一般的なやり方かと思うので、それはそれとして、1つこういう方法も基本条例の中にあるんだという、基本条例の中のルールとしてこういうのもあるんですよということを認識してもらおうというか、上からの発言だが、そういう意味を込めてこの表現にしたのである。

会長 そうすると、こういうのを利用しないのが一因であるという言い方はなくて、こういうふうにならないためにはこういう制度をもっと利用してほしいという言い方になるのか。

委員 今回の11の事例の幾つかは、きちんと書面で行政側とやりとりをして聞いた方がよかったなという事例もあったようなので、そういうことも含めて記載した。

委員 そういう意味では、委員から実際あるんだけどもなかなかというのを鑑みれば、委員のご指摘はとても重要なご示唆だと思うので、第11条にもこのように、議長を通して文書で質問することができる制度があるので、それも活用できたのではないかとこのくらいでとどめておいたらどうか。これが原因だ。原因の1つだまでいってしまうと、あまり言い過ぎ

なところもあるかもしれない。つまり文化がないのに、その原因と言われても少し実態がない話になってしまうので、そういった手段もあったのではないかと。なぜとらなかつたんだという少し反問が入るわけだが、そのようなやり方もあったのではなかろうかというのを問題提起したらどうかと私は思った。

会長 委員のみなさんいかがか。

委員 結構かと思う。

会長 一因であるとまで言わずにこういう方法もある。

活用されたらいかがかというふうな感じに直させていただきます。

委員 了承した。

会長 それで、あとは、私が最初に言った3つに分けるといふことによいか。

一応、被調査議員、議会と請求議員、その他の議員向け、それから市行政側、市当局側向け、2項目立てをするかそれとももう、そのままつらつらと並べるか。

統一感もつけないといけないけど、普通に訂正、それから付け加え、新たなご提案とかがなければ、この形で。

委員 今、結論は3者でも2者でもいいと思ったが、例えば、議会基本条例第1条は、議長といわゆる議員個人が出てきますので、ちょっと切り分けられないというのも感じたところで、せめて、この付帯意見の前半は議員及び議会に対する意見のページとし、そして24ページは市当局、行政側に対する意見、二元代表的な部分で2つに分けてもいいのかなと思った。

今の話だと、議長も含めた議会サイドに対するメッセージという形で書かれているので、本当は前半と後半で分けようと思ったら分けられると思うし、分けなくてもぎりぎり頭の整理ができるかなと思った。

会長 項目だてをせずに1議員及び議会、2市側のような感じで、その項目は書かずにするということによいか。

委員 了承した。

委員 次のページの行政サイドについての意見はよいか。

これを私のほうで案を書かせていただいたので、趣旨だけ説明させていただきます。

もちろん今回請求があつたのは議員から議員への請求だったわけだが、今回は報告連絡相談シート、それから聴取を両方からさせていただいて感じたことがあつた。

それをここに少し書かせていただいている。やはり、事実確認をしたけども、昨年の秋にかけて、報告連絡相談シートのほとんどが今回の被調査議員だけということも確認できているので、かなり特定の議員に寄つた

報告連絡相談シートの運用というか、実態であったということは事実だと思う。それから、議長に対して対応を求めたということも、文書から2回ほど確認できている。また、特に事案11の案件については、何度も何度も教育委員会と市長から文章が出ているし、審査会の最中にも文書があったということが前回のヒアリングでわかったことだと思う。

これは審査会の中で、副会長からも発言がありましたし、私からも発言したと思うが、これは行き過ぎてしまうと質問への抑止効果だとか、二元代表制を毀損するような、或いは個人の名誉毀損も含めた、どこにも繋がる恐れがあるのではないかとちょっと危惧した部分があった。

もちろん、先ほど適切な緊張感という話があったので、緊張感があつていいが、こういったことが続くようであれば、議会と行政の関係が少しねじれてしまうような心配もしたところである。

さらに、前回のヒアリングのときに、9月8日に謝罪をしたということがわかった。

その後この審査会の請求があつたので、やはりそこでしっかりと、市当局というか、各部署も含めてであるが、ここの部分の謝罪を受けていけば、もしかすると、今回のような請求に至らなかったのではないかという部分も感じたので、そこは事実としてやはり書いておくべきではないかということで、この文章で少し書いたのである。

会長 非常に趣旨はよくわかった。もっと書きたいような気もするが。

委員 これは素案なので、それぞれの委員の皆様の意見をいただいても結構、表現のイメージも入っていただけのかなと思う。

会長 やはりねじれが見える。

今の説明を聞いてご質問、ご意見はないか。

委員 なし。

会長 審査報告書についての協議は以上とする。

それでは今後の予定で、最終日は具体的な議論ではなく、審査報告書の最終確認は事前にしておいていただき、形式的な確認と、議長への提出ということになる。

その日までに、確定稿を作らないといけないということになり、事案の判断以外は原案どおり、誤字脱字その他はまたチェックさせていただき、それから判断については、今日の意見、要するに修正案が複数あるのを1つにまとめるのか、綺麗な形になるようにまとめて最終案を皆さんに提示する。各自からご意見、修正意見等いただき、再度、確定稿向けて修正する。

そんな感じになる。事務局で、事案1から11までの判断についてまとめていただけますか。私見せていただきますけれども、それとも、私のほうでまとめたほうがいいのか。事務局どうか。

事務局 判断のところで事務局で各委員の意図を酌み取れないところもありますので、作成いただければありがたいです。

会長 わかりやすいところもあったけど、わかりにくいところはいろいろあった。

副会長 今会長がおっしゃったように、3月10日はどちらかというセレモニー的なことが中心になるので、それまでにほぼほぼの成案を作って各委員に了解してもらうということによいか。

会長 そのつもりである。

副会長 もう大きく変えるということはないのかなと思っていて、それがもし必要ならば、もう1回、要するにオンラインだけで非公開で打ち合わせということでやってもいいのかもわからないけれども、その必要性がないのであれば、事務局がちょっと困っているようならば、オンラインだけで短時間でたたき台からちょっとバージョンアップした素案みたいなものでいくということもありなのかなとは今思った。そういうオンラインでも正式な審査会ではなく、打ち合わせとして文案を詰めるだけだから、審査会じゃなくてただ単にオンラインだけでやるという方法もあるかなと思う。仮に、そういう日程を詰めておいてもいいのかなという感じはした。

会長 事務局を通じてではなくて、個々のメールのやりとりというのは可能か。一旦事務局に挙げて、また事務局に挙げてやっているとするべく時間がかかるので、直接のやりとりというのは可能か。

委員 可能である。

会長 そうさせていただいてはどうか。最初のやりとりは事務局に送るが、それを各委員さんに見ていただいて、あと意見はそれぞれがccで送りあう。それだったら実質Webでやるのと顔が見えないだけで変わらない。

副会長 最終的な文章の体裁的なところは、事務局と会長に一任するというところで。そこへ持っていくためのところで、いくつか宿題を我々いただいているので、その締め切りみたいなものを決めていただければいい。もちろん事務局が一番大変でしょうけども。

会長 私が全部書くのではなくて、例えばこの付帯意見は、今日いろいろ言っていたがどなたかで進めていただいて。

委員 ここはさっきの素案がありましたので、前半は委員が修正されたなと思って、後半もしご意見があれば私のほうで修正いたしますので、付帯意見のところを2人でやるということでもいいのではないかと。

会長 お願いできるか。

委員 意見があればになるが。

会長 意見があれば取り入れていただいて、最終案的なものを作っていた  
くことでお願いする。  
それから事案について、副会長どうしましょう。半分にしますか。事案  
11は変えていただくとして。

副会長 これはそんなに、事務局が悩む話かなと思ったので。

会長 今悩んでたから、委員の意見をまとめるのが難しい。だから、私が書き  
ますけど。

副会長 事務局が1回まとめとして、修正案というのはいもうなくして、完成案を  
出していただければ、そんなに大きく変わることがあったか。

会長 少しあったが、私も全部覚えているかどうかわからない。

副会長 そこだけこの事案1から11までは私と会長2人で、もう一度見るとい  
うことでいい。

委員 そのほうが早くて統一感が取れると思う。

会長 2人で手分けして見て、それで突き合わせをしてその結果で皆さんに  
渡すことでよいか。

副会長 了承した。

会長 前半5つは私が作成しますので、副会長は後半5つをお願いします。

副会長 承知した。

会長 お互いに突き合わせて、その結果で事務局に送って皆さんに示す。  
2月末でいけます。2月末までに皆さんにお送りするようにする。

委員 私は、多分修正は今日なかったと思うので、もしあればまたメールいた  
だいて、それを踏まえて、成文しようと思う。なければ、今日の前案でい  
けると思う。

会長 2月末までに、他の事案1から11までの案を皆さんにお見せするとい  
うことにする。それで各自ご意見をいただくと。

副会長 私と会長の半分というのは、事案11があるので、その会長が前のほう  
に。

会長 前半2つを合わせたのがあるからちょうど10個なので、だから私が前  
半5つ。副会長、後半5つということで、皆さんよいか。

委員 承知した。

会長 それでは本日の審議はこれまでとする。

## 5 その他

- ・第6回審査会を3月10日（火）午前11時から対面で開催することを確認した。